

概要シート

件名	松前町国民健康保険条例等の一部を改正する条例
主管課	保険課
関係課	
改正対象	松前町国民健康保険条例（昭和40年4月1日公布松前町条例） 松前町介護保険条例（平成12年松前町条例第17号） 松前町国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年松前町条例第15号）
根拠法令等	新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）
改正理由	新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）により、新型コロナウイルス感染症の定義が改められたため、所要の改正を行う。
改正の主な内容	各条例中、「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。
施行日	公布の日
【その他参考事項】	